

大和郡山市バリアフリー基本構想改定業務委託 仕様書

1. 業務目的

本市では、平成 24 年 3 月に平成 33 年(2021 年)を目標年次とする「大和郡山市バリアフリー基本構想」(JR・近鉄郡山駅周辺移動等円滑化基本構想)を策定し、JR・近鉄郡山駅周辺のバリアフリー化を進めてきた。

本業務は、現行の基本構想の計画期間が満了したため、令和 5 年 2 月 3 日に奈良県、近畿日本鉄道(株)、本市の 3 者で締結した「近鉄郡山駅移設に関する基本協定」と、「高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律(以下、バリアフリー法)」の改正を踏まえ、JR・近鉄郡山駅周辺地区、大和小泉駅周辺地区、平端駅周辺地区の 3 地区を対象とし、バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する方針(移動等円滑化促進方針・マスタープラン)を新たに作成するとともに、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(基本構想)を改定することを目的とする。

2. 業務対象区域

大和郡山市全域

「JR・近鉄郡山駅周辺地区」、「大和小泉駅周辺地区」、「平端駅周辺地区」を本業務の重点整備地区とする。

3. 業務内容

(1) 計画準備

業務着手にあたり、業務の目的・主旨を把握した上で、業務遂行に必要な実施方針や体制、工程等をまとめた業務計画書を作成・提出する。

(2) 現行構想の検証

現行のバリアフリー基本構想等に基づくバリアフリーの施策や事業の進捗状況に関する資料等を収集し、これまでの取組の成果と課題を整理する。

また、バリアフリー関連の法令や本市の関連計画等を収集し、現行の基本構想の改定の視点を整理する。

(3) 施設調査

対象地区の生活関連施設および生活関連経路等の概況を調査し、移動円滑化基準と照合してバリアフリー化の対応状況を整理する。

(4) 移動等円滑化促進方針の検討

市域全体のバリアフリーに関するハード・ソフトの方針を検討する。また、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(「移動等円滑化促進地区」)を設定し、面的・一体的なバリアフリー化の方針を検討する。

(5) 重点整備地区の設定

施設調査および移動等円滑化促進方針の検討の結果を踏まえ、面的なバリアフリー化を図る重点整備地区の区域を設定する。

(6) まち歩き点検の運営支援

高齢者・障害者・住民等の意見を把握・反映するため、当事者参加によるまち歩き点検の運営を支援する。

点検対象は、新規に基本構想を定める大和小泉駅周辺地区と平端駅周辺地区の 2 地

区とし、回数はそれぞれ 1 回とする。まち歩き点検を開催するにあたり、受託者は企画、資料の作成、当日の運営支援、点検および意見交換の結果の記録、とりまとめを行うものとし、発注者は参加者の選定、日程調整、会場確保、当日の運営を行う。

(7) 事業者調整

特定事業の実施主体となる事業者にアンケート調査等を行い、生活関連施設および生活関連経路等のバリアフリー化の対応状況や今後の予定を把握するとともに、特定事業案への意見を収集・整理する。

(8) 特定事業の検討

設定した重点整備地区ごとに、公共交通機関・建築物・道路等のバリアフリー化を図るために必要となる特定事業を検討し、実施主体や実施時期を定める。

(9) 移動等円滑化促進方針および基本構想の作成

(1)から(8)の結果を基に、移動等円滑化促進方針および基本構想を作成し、改定版としてとりまとめる。

(10) 報告書の作成

本業務での検討内容や結果等について、報告書としてとりまとめを行う。

(11) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は着手時、中間(2回)、完了時の4回開催するものとし、業務着手時及び成果品納入時には原則管理技術者が立ち会うものとする。協議内容については速やかに協議記録を作成し、相互確認の上、発注者に提出する。

なお、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、発注者との協議により、随時打ち合わせの場を設けるものとする。必要に応じて適宜適切な方法で実施する。

4. 業務上の留意事項

(1) 連絡・調整体制

本市との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を構築すること。また、本市と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

(2) 貸与する資料および使用制限

本業務にあたり必要な資料等は、本市が受託者に提供するものとする。

なお、受託者は貸与された資料が本業務上必要であっても本市の承諾なくして複製してはならない。受託者は本業務完了後、速やかに発注者へ返納するものとする。また、受託者は貸与された資料に損傷ならびに滅失、盗難等のないように慎重に取り扱わなければならない。

(3) 関係官庁等の協議

本事業について関係官公庁と協議を行った時は、遅滞なくその旨を本市に通知し指示を受けるものとする。

(4) 個人情報の保護・秘密保持

① 業務の実施における個人情報等の取扱いについては、大和郡山市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

② 業務の遂行上知り得た個人情報その他秘密を他に漏らしてはならない。また、契約期間の終了または解除後も同様とする。

- ③ 成果品(業務の過程で得られた記録等を含む。)を大和郡山市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
 - ④ 業務の遂行のために大和郡山市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
 - ⑤ 大和郡山市は、いつでも受託者に対して、個人情報に関わる管理状況等を監査する権限を有するものとする。大和郡山市が受託者に対して個人情報保護に関する監査を実施する場合、受託者は大和郡山市に協力しなければならない。
- (5) 損害賠償
- 受託者は本業務の実施に際し、自らの責に帰すべき事由によって発注者に損害を与えた場合は、契約金額を上限にその損害を賠償するものとする。
- (6) 再委託の禁止
- ① 本業務の受託者は、本業務の全部または主要な部分を第三者に再委託することはできない。本業務の一部を再委託しようとする場合は、書面にて、事前に再委託業務範囲、内容及び第三者の業務者名を明記し、大和郡山市に提示し、承認を得ること。また、承認の際に第三者の身元を明らかにする資料等の提出を求める。
 - ② 再委託の範囲及び内容は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
 - ③ 再委託する場合、第三者も受託者と同等の責任を負う。
- (7) 関係法令及び条例の遵守
- 本業務は、本仕様書による他、以下に掲げる上位計画、関係法令及び条例等に準拠し、最新版の図書を参考にして実施するものとする。
- ① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - ② 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国土交通省総合政策局安心生活政策課)
 - ③ 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則
 - ④ 大和郡山市第4次総合計画
 - ⑤ 大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - ⑥ 第3次大和郡山市都市計画マスタープラン
 - ⑦ 大和郡山市立地適正化計画
 - ⑧ 大和郡山市総合交通戦略
 - ⑨ 大和郡山市契約規則
 - ⑩ 大和郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例
 - ⑪ 大和郡山市情報セキュリティ基本方針
 - ⑫ 大和郡山市情報セキュリティ対策基準
 - ⑬ その他関係法令及び通達等並びに大和郡山市条例及び規則等
- (8) その他
- 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、受

託者は発注者の指示に従い、本業務を遂行するものとする。

5. 成果品

本業務の成果品として、都市建設部まちづくり戦略課に以下を提出すること。

- ① 基本構想冊子(A4版) 100部
- ② 基本構想概要版(A4版) 100部
- ③ 報告書一式(A4版、キングファイル綴じ製本) 2部
- ④ 電子データ(基本構想及び報告書を収めたハードディスク) 1部
- ⑤ その他発注者が指示するもの